

国民健康保険で発行している 限度額適用認定証、 高齢受給者証の更新時期です

限度額適用認定証、限度額適用・ 標準負担額減額認定証（申請必要）

医療機関で診療を受けた際に国民健康保険の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口にて提示した場合、自己負担限度額までの支払いで済みます。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月1日以降に認定証が必要な方は、市保険年金課国保担当窓口で交付申請の手続きをしてください。

※認定証は申請した月から有効となり、前月に遡って適用することはできません。

※国民健康保険税の滞納がある方は認定証を交付できない場合があります。

特定健診を受けましょう

特定健診は、生活習慣病のリスクを高める内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診です。ご自身の生活習慣病発症リスクを確認する機会として、年1回の特定健診を受けましょう。

■対象者

40歳から74歳までの方（長期入院中など、一定の条件にあてはまる方を除きます。）

※対象者の方あてに、みどり色の封筒で受診券を6月下旬ごろに郵送しています。

※市国保以外の医療保険加入者は、それぞれ加入している医療保険にお問い合わせください。

■受診方法

特定健診を実施している医療機関（一覧表を受診券に同封しています。）に、**受診券・国民健康保険被保険者証（保険証）・自己負担金1,000円**をご持参のうえ、受診してください。

なお、予約が必要な場合がありますので、医療機関に直接確認してください。

申請に必要なもの

- ・認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証（保険証）
- ・世帯主と対象者の方のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・手続きに来られる方の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）
- ・世帯主以外の方による申請の場合は、世帯主の委任状など

高齢受給者証（手続不要）

70歳から74歳までの方に、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。「国民健康保険被保険者証（保険証）」とあわせて医療機関窓口にて提示することで、窓口での負担割合が2割となります（ただし、現役並み所得の方の負担割合は3割です。）

毎年8月1日に更新となりますので、所得判定後の新しい高齢受給者証を7月末までに世帯主の方あてに郵送します。

■受診期限 令和6年1月31日（水）まで

ただし、昭和23年10月1日から昭和24年1月31日生まれの方は、**75歳の誕生日の前日まで**に受診してください。

■検査項目

問診、身体測定、血圧測定、血液検査（血中脂質・肝機能・血糖・尿酸・貧血）、尿検査、心電図検査、腎機能検査

■勤務先などで健康診断を受けられる方

結果のコピーを市保健センターにご提出いただくと、特定健診を受診したことになります。

国保健康スタンプラリー事業実施中!!

特定健診やがん検診を受診し、お散歩アプリ「こまポンウォーク」を活用するなどされた方に、JA東とくしま産直券をプレゼントする「こまつしま国保健康スタンプラリー事業」を実施しています。詳しくは、市ホームページまたは受診券に同封している案内チラシをご覧ください。



国保健康スタンプラリー事業



国保特定健診QR

市国民健康保険加入者対象 人間ドック・脳ドック受診者を追加募集します

受診対象者は昭和24年4月1日から昭和59年3月31日までに生まれた方で、国民健康保険税の滞納がない世帯の方です。受診日は申込時に案内します。なお、受診日時点で小松島市国民健康保険の資格を喪失している方は受診できません。

■申込方法 申込期間内に市保険年金課窓口または電話（32・2113）でお申し込みください。

■申込期間 7月10日（月）から14日（金）まで ■募集人数 若干名（定員になり次第締め切り）

■対象区分 ①人間ドック（市医師会・藤野医院、ライフクリニック）費用39,830円 本人負担額12,000円
②脳ドック（小松島病院）費用30,430円 本人負担額9,200円

※今年度、既に国民健康保険人間ドックに当選している方は申し込みできません。

【申込・お問い合わせ先】市保険年金課 国保担当（市役所1階⑤番窓口） ☎32・2113 / FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp